

平成30年度 高井田苑事業計画

障害者支援施設 高井田苑

基本指針

利用者の人権を尊重し、権利を擁護することを基本とし、利用者の自己選択・決定に基づく利用者主体のサービス提供を目指します。

- 1.利用者ひとり一人の違いを認め、エンパワメントの視点で作成した支援計画に基づき、地域の様々な社会資源を活用し、利用者のQOLの向上が図れるよう支援します。
- 2.施設は地域生活への準備の場として捉え、隣接地グループホームとも連携し、利用者が地域での暮らしを実現できるよう支援します。
- 3.施設利用者にとどまらず、地域のより多くの在宅障がい者を支援する地域と共に在る施設運営を目指します。
- 4.利用者に質の高いサービス提供ができるよう支援者の専門性の向上と人材育成に努めます。

利用者の概況（平成30年4月1日現在）

1階利用者数	女性利用者 10名	男性利用者 5名
2階利用者数	男性利用者 23名	

- 男性 最年少年齢～27歳 最年長年齢～60歳 平均年齢 42.7歳
- 女性 最年少年齢～36歳 最年長年齢～63歳 平均年齢 49.7歳

1 サービスの充実と高度な専門的ケアの提供について

- (1) 隣接地グループホーム開所に伴い個室化になることで、1階1グループ、2階2グループとして、各グループに合わせた日中活動・日課の見直しを行い利用者のQOL向上を図る。
- (2) 利用者の高齢化に備え、高齢知的障がい者支援の調査並びに情報収集するなどし、具体的な支援方法（介護技術含む）とハードの整備を学ぶ。
- (3) 日中活動の充実を図るために、第2すてっぷ（生活介護事業所）開所に向けてワーキンググループを立ち上げ、タイムスケジュール等を作成し検討を進めていく。
- (4) 給食提供方法の変更
平成30年4月より、業者委託から法人武田塾給食部としての給食提供が始まる。そうすることによって支援部との連携がより一層図られ、偏食のある利用者の支援等、利用者ニーズ（嗜好や障がい特性に配慮した）にあった食事の提供を行う。
- (5) 余暇活動
利用者自治会等で利用者の意見を聴取し、利用者本意の行事を行う。
例年5月に開催していた高井田苑祭については、隣接地グループホーム建設中のため9月（高井田苑開所月）に変更し、利用者家族会との懇親も兼ねる。懇親会については、例年の食事会から懇親旅行に変更し、より一層利用者・家族・職員との親睦交流を図る。

【主な年間行事】

4月	花見	季節の行事を一緒に盛り上げ楽しむ。
6月	一泊旅行	利用者が主体的に参加して旅行計画を立てる。
7月	武田塾納涼祭	武田塾納涼祭に参加し、野菜の販売も行う。
8月	夏祭り（花火）	花火を楽しみながら、夕涼みの会（軽食の提供）を開催する。
9月	高井田苑祭 家族会との懇親会	高井田苑敷地内で他事業所も含めた模擬店販売を中心に行い、ボランティア等による出し物を行う。
10月	懇親旅行	利用者とその家族も一緒に旅行に行き、親睦交流を図る。
11月	大掃除	利用者・家族にも参加してもらい、苑内外の掃除を行う。
12月	クリスマス会	利用者に企画から参加してもらい、季節の行事を一緒に盛り上げ楽しむ。クリスマスらしい軽食の提供も行う。
2月	日帰り旅行	利用者の希望にあった旅行計画を立てる。
3月	日帰り旅行	利用者の希望にあった旅行計画を立てる。

(6) 資質の向上

経験年数に応じて新任職員・中堅職員・リーダー職員・職種別など、それぞれに必要な研修を計画する。

また、関係機関とのカンファレンスや近隣施設との交流を行い、情報交換や合同研修を計画する。

2 人材の確保と育成の体制整備について

良質なサービス提供体制の確保のためには、適正な人の配置は必要不可欠である。しかし、慢性的な人材不足の状況が続いており、現状改善するために以下の項目について実践していく。

- (1) リクナビ（インターネット求人）の活用
- (2) ハローワーク、福祉人材センター主催の求職者フェア等の積極的な参加
- (3) 社会福祉実習養成校や近隣大学に対して、担当者を決めて定期的に情報交換を行い実習生・ボランティアの受入れから職員採用に繋げる。
- (4) キャリアアップ制度の構築
各種資格取得（社会福祉士や介護福祉士、サービス管理責任者など）の奨励などキャリアアップを計り、職員のモチベーションアップに繋げる。

3 地域福祉と社会貢献の推進について

- (1) 隣接地グループホーム多目的ホールの活用
 - ・地域交流事業として、創立記念日、隣接地グループホーム開所時、高井田苑祭などの時に市民講座や相談コーナー（弁護士や医師を迎えて、子育てや障害について）を設け地域との交流と情報提供

に努めていく。

- ・災害時の支援拠点として避難所や福祉避難所など、柏原市・地域自治会と連携し取り組みを進めていく。

(2) 在宅生活者への支援

- ・相談支援事業所「さんねっと」と連携して在宅生活者のニーズ（短期入所サービス・日中一時支援事業）に応えていく。
- ・柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市との虐待緊急一時保護受入れを継続する。

4 平成 30 年度の特別強化事業

(1) 高井田苑第 2 すてっぷの開所

現在高井田苑では一部、生活の場と日中活動（働く場所）の場の区別が出来ておらず生活空間の中で作業を行っている。新たに地域（柏原市内）に働く場所を設けることによって、場所と活動を関連付け、利用者に分かりやすくメリハリのある生活環境の整備を進めていきたい。併せて、日中活動専門の職員配置についても検討していく。

具体的な計画については、ワーキンググループを立ち上げて活動内容・物件候補地の選定を行っていく。

また第 2 すてっぷでは、在宅で生活する障がい者も利用対象とし地域のニーズに応えていく。

5 施設・事業所のサービス

(1) 施設管理

- ・建物の老朽化が進み空調設備・給湯設備・給排水設備について、修理、交換の必要性が高まって来ている。特に空調設備（吸排気含む）の問題は施設特有の臭気にも繋がっている。快適な生活空間を提供するためには職員の清掃徹底はもちろんだが、専門業者による定期的な清掃と換気扇等の設備改善を行う。
- ・給湯設備・給排水設備に関しても、修繕計画を立てて計画的に実施していく。

(2) 事業管理について

①利用者の健康管理

協力医療機関の協力を得て利用者の健康管理と病気の早期発見、早期治療に努める。

毎週水曜日に歯科往診を実施、歯の治療及び口腔ケアを行うことでいつまでも自身の歯で食事を楽しむことが出来るように努める。

月 2 回、協力医療機関（内科）往診での情報共有と医師によるアドバイスを受ける。

年 2 回健康診断を実施し、必要に応じて市の無料検診等の受診を行う。

②栄養マネジメント

各利用者の栄養健康状態に着目し、健康維持の増進、疾病またはその重症化の予防等、適切な食事を提供するため管理栄養士による栄養マネジメントを引き続き実施する。

③施設入所支援

- ・積極的に社会資源を活用した旅行や買い物など、ごく普通の社会経験の機会を提供することで、地域での生活を想定した支援を行う。
- ・安心・安全な施設生活が送れるように、転倒時の緩衝剤など生活空間の整備を行う。

(3) 利用者自治会で利用者から出た意見を元に、施設に対する意見や要望を組み入れたサービス提供を行う。

④日中活動支援

【支援方針】

- ・利用者の障がい特性に合わせた作業を提供し、作業を通じて達成感を感じ、各利用者の力が発揮出来るよう支援する。
- ・社会資源の活用を積極的に行い、地域とのつながりを感じられるように支援する。
- ・様々な学習会を通じ学ぶことの楽しさと、それらを実践することによる達成感を感じられるよう支援する。

【活動内容】

○高井田苑

- ・農耕班・リサイクル班・軽作業班に分かれて作業を行う。
- ・農耕班では、7名の利用者が参加し化学肥料を使わない有機農法で季節ごとの野菜を栽培し、収穫した野菜は地域のバザー等で販売する。
- ・リサイクル班は8名の利用者が参加し、アルミ缶のリサイクル作業として回収・潰し・販売を行う。
- ・軽作業班では、22名の利用者が参加し、内職作業を中心に活動を行う。内職作業になじまない利用者については、個別課題に取り組む。

○高井田苑すてっぷ

- ・11名の利用者が参加し、工賃アップを目標とし外部事業所から受注する内職作業を行う。
- ・納品等にも同行し、自分たちが行っている作業がどのようなところから受けているのかを見ることにより、責任感をもって作業に取り組める様に支援する。
- ・工賃を使った買い物支援や一泊旅行を企画し、自己選択・自己決定と金銭管理の支援を行う。

⑤緊急対応

今年度、3名の方の緊急対応として、一時保護を行った。今後も地域ニーズに応えるべく環境整備と支援体制の充実に努める。

平成30年度 さんねつと事業計画

さんねつと

基本方針

障害者が地域の中で安定したサービスが受けられるよう、福祉に立脚した相談支援を行い、利用者ニーズに基づくサービス等利用計画の作成を行う。

また、余暇の充実や社会参加の促進を図るため、レクリエーション活動やさをり織り等の当事者活動の支援を行う。

さらに、相談支援専門員の有資格者の育成（初任者研修受講）をすすめる。

1. 経営理念

利用者本位の相談支援及び社会参加の促進。

2. 経営方針

専門性の向上を目指し、OJT（内部のケース検討等）、OFF-JT（大社協等の研修）による相談支援の理念や技法を学ぶと共にスキルアップを図る。

柏原市自立支援協議会及び各部会へ積極的に参画することにより、関係機関、事業所との連携強化及び利用者のニーズ把握とその実現に取り組む。

主として一人暮らしの障害者の地域での生活を支援するため、地域定着支援事業の事業展開を模索する。

法人内での相談支援専門員の育成（資格取得）を図るとともに、サービス等利用計画利用者への滞りない支援と安定経営のために、サービス内容の充実を図りながら、新規利用者の確保にも努める。

3. 平成30年度の特別強化事業

- ・定期会議や情報交換により、法人内事業所との連携を強化しながら、サービス資源の開拓やサービス等利用計画の質の向上を図る。
- ・柏原市全体としても取り組めていない地域定着支援事業の事業展開を模索する。
- ・地域での生活がより充実するよう、社会参加、余暇支援の事業をより充実させるとともにボランティア確保に努める。

4. 施設管理

- ・ひやりはっと等、事故防止のためのリスク管理を充実させると共に、記録整備、管理をいっそう進める。
- ・各種書類等の効率化を検討し、業務の簡素化、効率化を図る。
- ・利用者の相談スペースを整備することにより、より利用しやすい環境づくりを行う。

基本方針

障害者の地域での生活支援及び余暇活動の充実を目指して、地域福祉に立脚した居宅介護支援等を推進するとともに、利用者ニーズに基づくサービス内容の充実を図る。

1. 経営理念

利用者本位の居宅介護支援、行動援護等により在宅支援及び社会参加の促進を図る。

2. 経営方針

職員の専門性向上に向けて、登録支援員も含めた OJT（内部のケース検討等）、OFF-JT（大社協等の研修）による在宅支援の技法を学ぶと共にスキルアップを図ると共に、職員の流出を防ぐために処遇改善の検討を行う。

また、地域における在宅支援の事業所として、信頼されるサービスを引き続き提供するため、登録ヘルパーの確保に努めるとともに、法人内でのサービス提供責任者の育成をすすめる。

3. 平成 30 年度の特別強化事業

- ・ 定期会議や情報交換により、法人内事業所との連携を強化しながら、サービス資源の開拓やサービス等利用計画の質の向上を図る。
- ・ 居宅支援のサービスの質の向上を目的に、利用者満足度（ニーズ）調査を実施する。

4. 施設管理

- ・ ひやりはっと等、事故防止のためのリスク管理を充実させると共に、記録整備、管理をいっそう進める。
- ・ 各種書類等の効率化を検討し、業務の簡素化、効率化を図る。特に、週間予定表を充実させることによって、管理体制を整えながら業務量の適正化を図る。
- ・ 利用者の相談スペースを整備することにより、より利用しやすい環境づくりを行う。

平成30年度 共同生活援助 事業計画

1 基本方針

障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、障害を持つ方が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中で共同し自立した日常生活を営むための支援を行うことを目的とする。

また、本年度新たなホームの開所を機に、業務マニュアルを見直し、効率的な職員勤務体制のもとで業務の遂行を行う。

2 経営の方針

- (1) 利用者の自立を目指し、地域において共同して日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護や、相談その他の日常生活上の援助を適切に行う。
- (2) 利用者の日中活動担当との連絡調整や、余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。
- (3) 関係市及び地域の福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (4) 各利用者の障害特性や生活に合わせ利用者個々のニーズと目標に沿った援助を行う。
- (5) 地域で生活を送るため自治会活動等への参加、地域貢献を積極的に行う。

3 事業経営の具体策

- (1) 利用者支援
 - ・ サービス管理責任者を中心とした個別支援計画の作成、及び個別支援計画に基づく支援を行う。
 - ・ 虐待防止、権利擁護に努め、利用者に寄り添った意思決定支援を行う。
 - ・ 余暇支援を中心とした、目標を持った発展的な活動支援を行う。
 - ・ 各関係機関との連携を通し、ネットワークの構築及び維持に努め支援体制の確立を行う。
- (2) 地域社会との共生
 - ・ 相談支援事業所や地域の社会資源との連携を図る。
 - ・ 地域の自治会活動に積極的に参加する。
- (3) 施設管理、効率的な施設運営
 - ・ 居住空間の環境整備に努める。
 - ・ 効率的な職員勤務体制のもとでの業務遂行を行う。
- (4) 職員研修
 - ・ 共同生活援助や隣接した領域に関連する研修へ参加し、職員の資質の向上をはかるとともに、各職員の支援能力の向上を目指す。
- (5) 災害防止、危機管理
 - ・ 消防設備の整備と、職員・利用者・地域住民とともに防火に努める他、災害・緊急時の対応を確立し、リスク管理の徹底を図る。
 - ・ 消防計画を基に、消火訓練・避難訓練・通報訓練を実施する。
 - ・ 安全運転管理を通して、車両事故防止に励む。

(6) その他

- ・就労支援に必要な支援や利用者のニーズに合った地域資源の開拓をする。
- ・個人情報保護に努める。
- ・他事業所や関係機関との重層的な連携を図る。

4 重点目標

(1) 利用者支援

- ・各職員との信頼関係の維持及び、安全かつ安心な生活ができる環境の提供及び支援を行う。
- ・虐待防止の徹底、利用者の意思決定支援。
- ・利用者一人ひとりとのコミュニケーションを大切に、心のケアを念頭においた支援を行う。

(2) 地域社会との共生

地域の自治会活動への参加や地域主催の行事への参加、防災協力等を通し、地域の中での生活を確立する。

(4) 職員研修

関係機関の主催する研修等への参加や虐待防止や障害特性に関する事業所内の内部研修の充実を図り、利用者に対する支援技術の向上を目指す。

(5) 災害防止、危機管理

- ・消防法改正に伴うスプリンクラー、連動型自動火災通報装置設置。
- ・消防設備の点検及び維持。
- ・夜間緊急時の対応方法の検討と実施。
- ・消火訓練・夜間想定を含む避難訓練・通報訓練の実施。
- ・地域との防災対応に関する連携。

(6) その他

- ・職員資質の向上を図り、法人理念の浸透及び支援の質の担保に努める。
- ・平成30年度の報酬改定を見据え、今後の共同生活援助事業についての在り方を研究及び検討する。
- ・短期入所を併設し、将来的には24時間対応サービスを軸とした相談機能を置き、柏原市が進める地域生活支援拠点事業の補完的役割を果たしていく。